

⑥≪介護≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	障がい支援区分認定の効力の遡及	<p>【契機】 福岡市においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、同行援護など外出を伴うサービスの利用が減少する一方、在宅でのサービス利用が増加しており、障がい支援区分認定を伴う支給決定も今後増加すると考えている。</p> <p>【課題】 障がい支援区分認定及び支給決定にあたっては、迅速な処理に努めているものの、現行、障害者総合支援法に遡及規定がなく、障がい支援区分認定及び支給決定の効力が申請日に遡及しないことから、障がい者にとっては、申請後、すぐにサービスが利用できない状況が生じている。</p> <p>【提案内容】 障がい支援区分認定及び支給決定について、申請日に遡及して効力を生じることとする。これにより、申請日から、法定代理受領の方法も含めたサービス利用が可能となる。</p>	<p>障害者総合支援法には障がい支援区分認定及び支給決定の効力について遡及規定がなく、遡及しない取扱いとされている。 また、同法に定める特例介護給付費制度を活用すれば、申請日以降公費でのサービス利用が可能となるが、対象が緊急その他やむを得ない場合に限定されること、法定代理受領の対象とならないこと、当初の申請とは別に特例介護給付費の利用申請が必要であること等により、特例介護給付費制度によって本提案の趣旨が達成されるものではない。 なお、介護保険法においては「要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。」との規定があり、利用申請後、すぐに暫定でサービス利用が可能となっている。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号) ・第21条(障害支援区分の認定) ・第22条(支給要否決定等)</p> <p>※参考 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第27条第8号</p>	<p>【提案内容】 障がい支援区分認定及び支給決定について、申請日に遡及して効力を生じることとする。 これにより、申請日から、法定代理受領の方法も含めたサービス利用が可能となる。</p> <p>【代替措置等】 障がい支援区分認定及び支給決定に先立つサービス利用であっても、相談支援事業所によるサービス利用計画案の作成は当然に必要とする。 また、暫定でのサービス利用内容と実際の認定結果が異なる場合に備え、利用申請の際の自治体による注意喚起を徹底する。</p>	厚生労働省	<p>(特例介護給付費等の支給要件について) 障害者総合支援法第22条の規定に基づき、市町村は、障害支援区分や障害者本人のサービスの利用に関する意向等の事項を勘案して障害福祉サービスの量等を定め、介護給付費等の支給要否決定を行うこととしており、支給決定(行政処分)の期間は、支給決定を行った日からとしている。 ただし、障害者総合支援法第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受ける必要があると認めるときは、障害者総合支援法第30条に基づき、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給が可能であり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応についても、本規定を根拠に市町村で判断されているところ。また、コロナ禍ではない場合においても、支給決定を行うまでの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受ける必要があると市町村が認めた場合は、特例介護給付費等の支給が可能である。そのため、申請直後のサービス利用に関する課題については、現行法において対応可能と考えている。</p> <p>(法定代理受領について) 介護給付費等における法定代理受領については、事業者にとっても、利用者から債権を回収するより、市町村から給付費に相当する額を受け取り、残りを利用者から徴収するほうが確実である等の理由により、規定を設けているところ。 これに対して特例介護給付費又は特例訓練等給付費は、申請者に対するサービスの支給量等が確定する前のサービス利用について支給するものであり、サービス利用時点において給付費を確定することができず法定代理受領ができないこと等から、償還払いをしているものである。</p>